



島根県報

平成25年4月23日（火）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施

（河 川 課） 2

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成25年4月24日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町修理免地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

ご縁橋上流約5メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設及びその他附属物が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632